

議案第 1 1 8 号 大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 1 1 8 号大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明させていただきます。

資料 3 ページをお願いします。

本条例の概要でございますが、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号。以下「番号利用法」といいます。）」に基づき、地方公共団体が条例で定めることで個人番号の利用が可能となる事務（以下「独自利用事務」といいます。）について、番号条例を制定し、個人番号の利用範囲を明確化しています。

次に改正理由でございますが、番号利用法の改正及びこれに基づく省令の制定等により法定事務に準ずる事務（以下「準法定事務」といいます。）が新設されたことに伴い、生活に困窮する外国人に

対する保護の実施に関する事務について、条例で独自利用事務として定めることなく個人番号の利用が可能となり、また、個人番号を利用した情報連携が可能となりました。

については、独自利用事務としていた「外国人の生活保護に関する事務」に係る規定の整理を行うため番号条例の一部を改正するものです。

資料4 ページをお願いします。改正内容は、次のとおりです。

別表第1 中5の項を削り、5の2の項を5の項とするものです。

また、別表第2 中の特定個人情報として「外国人生活保護関係情報」を掲げている事務である6の項、7の項、8の項、8の3の項について、不要となった文言を削除するとともに、表中に記載する法律名に法律番号を追記し、表中で使用する「身体障害者関係情報」などの表記についての定義を整理いたします。別表第2の改正に関する新旧対照表は6 ページ以降に掲載しています。

資料5 ページをお願いします。施行期日は、公布日からの施行を予定しております。

改正時期についてでございますが、準法定事務に関する個人番号を利用した情報連携については、国において電算システムにおけるデータ標準レイアウトの整備等を行う必要があることから、データ

標準レイアウトが整備され、情報連携の体制が整うまでは独自利用事務に係る条例の規定の削除を留意するよう厚生労働省から通知されていました。

この度令和8年6月26日付厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡によりデータ標準レイアウトが整備され情報連携の体制が整った旨の通知があったことから条例改正を行うものです。

説明は以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。